

改正 平成一〇年 三月二七日条例第八号 平成一四年 三月二六日条例第三八号
平成一九年一二月二一日条例第七八号 平成二二年 六月二九日条例第三三号
平成二三年 七月一五日条例第三〇号

千葉県立野田看護専門学校設置管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県立野田看護専門学校の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県は、看護師の県内における充足を図るため、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第三号に規定する看護師養成所及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校として、千葉県立野田看護専門学校（以下「専門学校」という。）を野田市中根三百十六番地の一に設置する。

一部改正〔平成一四年条例三八号・一九年七八号・二二年三三号〕

(学科等)

第三条 専門学校に次の表の学科の欄に掲げる学科を置き、それぞれの学科の定員及び修業年限は、同表の定員の欄及び修業年限の欄に定めるとおりとする。

学科	定員（一学年）	修業年限
第一看護学科	四十人	三年
第二看護学科	四十人	二年

(入学資格)

第四条 専門学校に入学することができる者は、学校教育法第二百五条第三項の規定に該当し、かつ、次の各号に掲げる学科について当該各号に該当する者とする。

- 一 第一看護学科 学校教育法第九十条の規定に該当する者
- 二 第二看護学科 准看護師の免許を得た後三年以上准看護師の業務に従事している者又は学校教育法第九十条の規定に該当する者であって准看護師であるもの

一部改正〔平成一四年条例三八号・一九年七八号〕

(授業料等の徴収)

第五条 専門学校の授業料、入学料、入学検査料及び証明書交付手数料の徴収については、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところによる。

一部改正〔平成一〇年条例八号・二三年三〇号〕

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、専門学校の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第五条の規定（入学検査料に係る部分に限る。）及び次項の規定（使用料及び手数料条例別表第二中千葉県立鶴舞看護専門学校設置管理条例（平成六年千葉県条例第三十六号）に基づくものの項の次に加える改正規定（入学検査料に係る部分に限る。）に限る。）は、公布の日から施行する。

（平成七年十二月規則第九十八号で、同八年四月一日から施行）

(使用料及び手数料条例の一部改正)

- 2 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。
別表第二中千葉県立鶴舞看護専門学校設置管理条例（平成六年千葉県条例第三十六号）に基づくものの項の次に次のように加える。

千葉県立野田看護専門学校設置管理条例（平成七年千葉県条例第四十九号）に基づくもの	授業料	一年につき	二万四千元
	入学検査料	一回につき	三千元
	（摘要） 一 休学し、又は学年の中途において卒業する者についての授業料の額の算定は、月割計算とする。 二 休学を許可された者の授業料の額の算定については、当該休学の許可のあつた日の属する月の翌月分から当該休学の期間の満了する日の属する月の前月分までは算入しないものとする。休学の許可のあつた日が月の初日に当たるときの当該月分及び休学の期間の満了する日が月の末日に当たるときの当該月分についても、同様とする。 三 学年の中途において卒業する者の授業料の額の算定については、当該卒業の日の属する月の当該月分を算入するものとする。		

別表第三中千葉県立鶴舞看護専門学校の授業料の項の次に次のように加える。

千葉県立野田看護専門学校の授業料	年額の二分の一の額を四月二十日まで、年額の二分の一の額を十月二十日まで
------------------	-------------------------------------

附 則（平成十年三月二十七日条例第八号抄）

（施行期日）

- この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第三十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第七十八号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十二年六月二十九日条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年七月十五日条例第三十号抄）

（施行期日）

- この条例は、平成二十三年八月一日から施行する。